掛川市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により告示し、当該関係図書を一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

掛川市長 松 井 三 郎

- 供用及び処理を開始する年月日
 平成26年6月1日
- 2 供用及び処理を開始する区域 七日町の一部、上張の一部及び緑ヶ丘二丁目の一部
- 3 既に供用を開始している区域

掛川の一部、十九首、下俣の一部、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、大池の一部、清崎、小鷹町、南西郷の一部、高御所の一部、中央高町、下俣南一丁目の一部、下俣南二丁目、下俣南三丁目、久保一丁目、久保二丁目、亀の甲一丁目の一部、亀の甲二丁目の一部、南一丁目の一部、南二丁目の一部、イ藤町の一部、着町、塩町、紺屋町、駅前の一部、中町、城下の一部、連雀の一部、長谷の一部、長谷一丁目、長谷二丁目、長谷三丁目、城北一丁目の一部、城北二丁目の一部、七日町の一部、中宿の一部、城西一丁目の一部、柳町の一部、弥生町の一部、上張の一部、緑ヶ丘一丁目の一部及び緑ヶ丘二丁目の一部

4 供用開始面積

約7.6ha (掛川処理区供用開始区域 約412.2ha)

- 5 供用を開始する排水施設の位置 別紙図面による
- 6 下水を処理する施設の位置及び名称 掛川市長谷一丁目1番地の2 掛川浄化センター
- 7 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

- 8 関係図書の縦覧場所
 - 掛川市役所環境経済部下水整備課
- 9 関係図書の縦覧期間

平成26年5月23日(金)から平成26年5月30日(金)まで (閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)

(別紙図面略)